

樺山相馬

右者亡祖父主計事先年樺山主税名跡相續被 仰付置候得共、御取返二而曾祖父左京名跡相續被 仰付、主税儀存生之内被 聞召通趣有之御取扱為被仰付者二付、世代相除、左候而私領之内二而茂石塔位牌相立置拜掃いたし候儀一切不相成旨被 仰付置候得共、此節深思召之訳為 在、別段之御取訳を以 御赦被 仰付、本之通主税名跡相續被 仰付、同人世代書載、石塔位牌相立置致拜掃候儀不苦旨被 仰付候条、難有可被奉承知候、

二月 登

○文久二年壬戌九月朔日、為大目附賜祿二百石、国老喜入撰津久高傳命、取次御用人入来院恰、

○同三年癸亥四月十七日、因病痾被免大目附、国老島津大藏久傳命、取次御用人入来院恰、

○同年八月十五日、再度為大目附、賜祿二百石、国老喜入撰津久高傳命、取次御用人入来院恰、

○同年八月二十七日、為市来地頭、国老島津大藏久傳命、

○同年十二月朔日、獻太刀馬代謝為大目附並地頭職、

○元治元年甲子五月二十二日、轉為若年寄賜祿三百石、於国老席国老喜入撰津久高傳命、

○同年八月六日、大目附江差寄奉可相勤之 命、国老川上龍衛傳命、

○同年十月十七日、免大目附寄而復若年寄之席、国老川上龍衛傳命、

○同年十二月朔日、再奉可為大目附寄 命、国老桂右衛門傳命、

○慶應元年乙丑閏五月二十一日、免大目附寄而復若年寄之席、国老喜入撰津久高傳命、

○慶應元年乙丑十一月十六日、為大目附勤、若年寄如故、国老川上式部久傳命、

男子 夭亡

○文政十二年丑八月十三日誕生、母同前、

資普 尚次郎 藤之丞

○天保二年辛卯五月三日誕生、母同前、

○同十三年壬寅三月十五日、初調 太守齊興公、獻太刀馬代二種一荷、

奏者川上右近久照、

○安政四年丁巳十二月十五日、出為酒匂太郎左衛門景頭婿養子、国老

新納駿河久仰傳 命、

男子 夭亡

○天保八年丁酉十二月六日生、母島津要人久徵女、

●久徵

助太郎 主殿

○弘化四年未十月二十四日子ノ下刻誕生、母島津樂水忠公二女、

○安政六年己未十二月十五日元服、加冠 太守齊彬公、時賜脇差〔劔工薩州住正清〕、獻太刀馬代折六合樽三荷、理髮国老島津伯耆久、

奏者川上源十郎、

○元治元年甲子九月二十三日、為詰衆、国老川上龍衛傳命、取

次御用人柳正之丞、

女子 藤

○嘉永四年辛亥四月二十二日巳ノ上刻誕生、母同前、

○安政六年己未八月二十七日卒、法名藤江院殿秋雲玉光大禪童女、

資以 雄次郎

○嘉永七年寅七月二日誕生、母⁽⁷⁷⁾

○安政六年己未七月二十四日夭亡、法名心雄院殿秋目幼照大禪童子

女子 富

○安政四年丁巳九月二十三日誕生、母⁽⁷⁸⁾

女子 奈津

○元治元年甲子四月十六日誕生、母⁽⁷⁹⁾

二 明治・大正期の史料調査状況

近世の藩記録所による系図や史料調査実施については、黎明館保管樺山家伝来史料中の系図提出や諸文書からも窺うことができる。ここでは、明治期以降の樺山家史料調査について、関係史料を紹介する。

(一) 明治期―「御家譜編集一件帳」

明治二一年五月五日付で磯島津邸執事方より、川上東馬・島津又七・樺山権左衛門・島津小平太・喜入久博・土岐四郎・小松清直・比志島隼人・伊勢建彦・入来院家・諏訪甚六・鎌田正夫に対して、島津家家譜編集に関して「齊宣公天明七年御家督以来 御當代ニ至ル迄、其御家 御直元服之節賜り候 御加冠之御書付」を記載するため借用依頼が出されている。これに対して樺山家からは、他の川上家や小松家同様「焼失仕候」と回答されている。黎明館保管史料中には、(一)「樺山家系図」中久相譜に記載された、天保一三年正月(二八日)付の島津和泉(久風)達書や久要譜記載の万延二年二月(二八日)付の島津登(久包)達書の外、久要譜記事にみえる大目附や大目附勤を免じ若年寄勤を命じる辞令関係の通達が残されているが、元服・加冠関係のものは確認できない。

(二) 大正期①―「坂田長愛史料探訪日誌」

本史料は東京大学史料編纂所蔵島津家本。大正一五年五月三〇日より六月二二日に至る、坂田長愛⁽⁸⁾が島津家臨時編集所員として行った調査活動の中で、樺山家での史料調査を行った六月九日条より該当の部分を挙げる。

「(前略)それより足を田上に進め長崎護道氏を尋ねたるに不在なり、暫時休憩して唐湊より荒田に出て樺山磐彦氏を訪ふ、(中略)夫人の兄なる人出會せられ筆筭二竿を見せられたり、始めて先年酒匂大氏が三光町編輯所に持ち来られしものなることを知り、然れともその時多かりし懸物の目ぼしき物は皆無にて、酒匂氏よりは報告もなしとのことなり、代々の文書の巻物は猶拾数幅あり、大學之古文書にも採用せらるべきものならんと思考せらる、色紙丹冊等も多く、中に董其昌⁽⁹⁾の肉筆等ありしは珍しきものなりき、書籍も随分ありて、西藩野史の寫本、貞丈雜誌の刊本、徳川初期の名筆の木版本等もあり、此處にて要用集以下左記の本を借用せり、

- 一 要用集 六冊
- 一 琉球教條 一冊
- 一 近衛家江御家御由緒二付取計候一卷帳 一冊
- 一 維新史料
- 一 御直元服之次第
- 一 諸所御牧一卷
- 一 御家老登城之節行列
- 一 異國船御打放二付日記之覺
- 一 大目附座御詮議一件於宅手當見合 一冊

御裁許方御詮議一件手當見合

一 御一門并一所持格家筋連名之次第 一冊

元服二付進上物之次第

一 相良治部手紙 一冊

一 久保平内左衛門御儉約二關スル記録 一冊

一 諸郷私領組合帳 一冊

一 仰出寫 三冊

以上

これにより歸途に就き、明日は蒐集物を書留小包にて送附方をなさんことを約して歸館せしに、東京編輯所より「タツノマテイサイフミアリマ」の電報著し居たり、七時松原神社なる採訪委員會に出會し編輯所の模様を話し要求の資料を發表し置きたり(後略)これらの史料では、「要用集」六冊について、この時期まで同家に六冊あったことが確認できる。

(三) 大正期②―「樺山岩彦氏所蔵記録」

島津家本「樺山岩彦氏所蔵記録」一・二・三。以下掲出する。

樺山岩彦氏所蔵記録 一

目次

一 仰出寫

一 光久公論達

一 光久公論達

一 家久公論達

一 軍役條書

一 法度條書

一 吉貴公論達

一 光久公家訓綱久公宛

一 宗信公論達

一 仰出寫

一 齋彬公論達

一 御仰出寫

一 忠義公論達家老附達共

一 琉球教條

一 岩切賀藤次近衛家江御家督由緒二付取計候一卷帳

一 儉約掛郡奉行久保之正上書

一 大目付座御詮議一件於宅手當見合

一 御裁許方御詮議一件手當見合

一 手留

一 行列人数省略ノ件達

一 在府藩士失踪ノ際物奉行事務ニ関スル件

一 地頭所練替ノ際ノ禮典ニ関スル件

一 蘭牟田屋敷異國船御打放二付日記之寛文久三年自六月廿七日迄七月五日

(樺山久要家記)

(以上)

樺山岩彦氏所蔵記録 二

目次

雜録

一文久二 久光公建議書別紙共 朝廷へ

一文久二 詔書

一文久二 詔書

一文久二 詔書

一文久二 久光公書翰大原重徳宛

一文久二 久光公書翰脇坂安宅(老中)宛

一文久二 藩達(参観及年始八朔献品等二関スル幕達ノ件)

一文久二 忠義公久光公諭達家老附達共

一文久二 勅書

一文久二 勅書

一文久二 御沙汰書

一文久二 幕府達

一文久二 幕府達

一文久三 忠義公諭達

一文久三 忠義公諭達

一文久三 藩達(忠義公諭達二関スル件)

一元治元 御沙汰書

一元治元 御沙汰書

一元治元 宸翰

一元治元 將軍家茂請書

一元治元 久光公建議書幕府へ

一元治元 (鳥取藩主)

一元治元 池田慶徳建議書朝廷へ

一元治元 幕府後見職徳川慶喜等連署請書

一元治元 將軍家茂請書

一元治元 將軍家茂請書

一元治元 藩達(後見職等請書等傳達ノ件)

一元治元 忠義公久光公連署建議書朝廷へ

一元治元 御沙汰書

一元治元 將軍慶喜上表

一元治元 藩達(御沙汰書及ヒ上表傳達ノ件)

一元治元 有川七之助書翰家族宛

一元治元 有川七之助書翰同席宛

一元治元 肝付郷右衛門書翰家族宛

一元治元 御沙汰書

一元治元 御沙汰書(薩藩へ伏見警衛ノ件)

一元治元 御沙汰書(薩藩へ軍事總裁嘉彰親王へ附兵派遣ノ事)

一元治元 御沙汰書(薩藩へ丹波口總督西園寺公望へ附兵派遣等ノ件)

一元治元 藩達(御沙汰書四通傳達ノ件)

一元治元 (大砲隊小砲隊ノ内)

一元治元 平吉左衛門届書(鳥羽伏見役戰況ノ件)

一元治元 藩達(鳥羽伏見役情況風聞等ノ件)

一元治元 忠義公布告家老附達共

一元治元 小田 書翰

一元治元 勅書(鳥羽伏見役軍勞を慰セラレ賜物ノ件)

一元治元 征討大將軍嘉彰親王令旨(四條隆誨へ中国四国總督ヲ命セラルノ件)

一元治元 御沙汰書(忠義公へ御剣下賜ノ件)

一元治元 御沙汰書薩摩戰死人へ

一 明治元 松平容保歎願書

一 明治元九 會藩家老萱野長修等歎願書

一 明治元一〇五 勅書（征東ノ軍勢ヲ慰セラル、件）

一 明治元一八六 宣旨（賀陽宮朝彦親王ノ官位褫奪等ノ件）

一 明治六 勅書（久光公ノ病状ヲ慰問セラル、件）

戊辰役関係文書（六通）

一 明治九 無名 書翰

一 明治元 仁禮源五郎右衛門書翰（越後長岡ヨリ）

一 明治元 四郎右衛門書翰 宗八郎宛
四郎助宛

一 明治元 淵邊直右衛門書翰（堀内陣ヨリ）

一 明治元 無名 書翰

一 明治元 相良治部届書（上野法輪寺ニ於ケル戦死及手負ノ人名）

（以上）

樺山岩彦氏所蔵記録 三

目次

一 諸郷私領組合帳

一 御一門并一所持一所持格家筋連名之次第

一 寄合家筋連名之次第

一 元服ニ付進上物之次第

一 御直元服之次第

一 諸所御卷一卷（馬預届書 安永二年十一月カ）

以上

「樺山岩彦氏所蔵記録」一および三には、(二)①で示した坂田長愛報告にみられるものと重複する史料が確認できる。「樺山岩彦氏所蔵記録」二では、安政五年から明治元年の史料について具体的に挙げられている。

おわりに

本報告は、鹿兒島県歴史資料センター黎明館と東京大学史料編纂所との二〇一三年度一般共同研究「樺山家および陽明文庫所蔵樺山家史料の調査・研究」に関わるものである。今後の同家史料の調査研究に当たり、聊かでも参考になれば幸いである。

【註】

(1) 東郷忠直の父は鳥津氏一五代貴久の子中書家久であり、樺山氏八代善久の正室が忠良二女で貴久姉、善久の娘が家久に嫁ぐ関係も背景にはあろう。

(2) 「伊地知氏雑録」(鹿兒島県史料 旧記雑録拾遺伊地知季安著作史料集五) 所収) 七号「御家文書所持之諸士記」・八号「御家文書所持之貴賤同考之記」には樺山源三郎殿(久清)の名と文書二通が示されており、後者は万治元年(一六五八)に提出された帳の写とある。

(3) 東京大学史料編纂所蔵は巻一(十一)および巻十三(十七)の一六巻で現在修復中。巻十二の1巻が財団法人陽明文庫所蔵。「家わけ五」五味克夫氏解題によれば、「伝家亀鏡」は文保二年(一一三一八)から寛永六年(一六二九)の樺山家相伝文書三一九点(重複一二点、実点数三〇七点)で『旧記雑録』未採録点数は八五五点。初代資久から三代久高まで歴代毎に編年順に成巻されたもの。

(4) 『旧記雑録』未採録。

(5) 伊地知家進上本の一。『旧記雑録』未採録文書八点(実点数一五八点中)、『伝家亀鏡』重複分一三六点。

(6) この他『鹿兒島県資料集』第35集でも紹介されている。同史料について晋哲哉「県立図書館本『樺山玄佐自記並雜(附書)』について」(『舊記雑録月報』16、一九九五年)参照。

(7) 藩政期の「要用集」編集編纂時期について、拙稿「薩摩藩の法令と文書管理―島津吉貴藩政期を中心に―」(『鹿兒島史学』第55号、二〇〇九年)参照。
(8) 拙稿「史料紹介「平田宗高手記」と「御家譜編集一件帳」」(『黎明館調査研究報告』第20集、二〇〇七年)。

(9) 坂田長愛は鹿兒島県立二中教諭から島津家臨時編輯所に勤務し、編集業務と共に多くの著述を残した。『鹿兒島県史料集』第21集の芳即正氏解題に詳しい。

(10) とうきしょう。明代後半を代表する文人・書画家。字玄宰、号思白・春光など。清の康熙帝がその書を敬慕したという。江戸時代の日本の書風にも影響を与えたとされる。

(11) 本史料には島津家編輯所圖書・昭和二年五月二一日受入、4918・『作成』印あり。奥付に、「樺山岩彦氏所蔵写本一冊」「新納時義(印)」、一の著手が大正一五年二月一八日、完了は一九日。二は著手が二月五日、完了は六日、三は著手・完了が二月一九日。また校正の完了は、二が昭和二年正月元日、一と三は一月二日と記されている。

(はやしただす 本館学芸課長)